

2025 年度 履修要覧

学部共通事項

学部共通事項

教育学部
経済情報学部
看護学部
人文学部

教育学部
経済情報学部
看護学部
人文学部

成績

成績評価

授業科目の単位修得の認定は、合格をした者にその授業科目所定の単位が与えられます。成績評価等は、次の表のとおりです。

判定	成績評価等	成績評価等の基準	G P (注)
合 格	秀	A : 100～90点 (特に優秀な成績)	4
	優	B : 89～80点 (優れた成績)	3
	良	C : 79～70点 (良好な成績)	2
	可	D : 69～60点 (合格と認められる成績)	1
不合格	不 可	F : 59点以下 (合格と認められない成績)	0
失 格	失 格	G : 試験を棄権した場合、出席日数が不足した場合	0
認 定	認 定	T : 学則に則り、単位の認定がされた場合	—

また、授業形態、科目の特性などにより、5段階評価 (秀・優・良・可・不可) の成績評価が困難なものについては、次の表のとおりとします。

判定	成績評価等	内容	G P
合 格	合 格	P : 単位を与える条件を満たしたもの	—
不合格	不合格	N P : 単位を与える条件を満たさなかったもの	—

(注) 表中の G P については次の「G P A 制度」で説明します。

※合格した授業科目を取り消して再履修することはできません。

※学生の単位修得の認定状況は、学生ポータルサイト (UNIVERSAL PASSPORT) で保証人も閲覧ができます。

※就職先等に提出が必要な学業成績・単位修得証明書 (成績証明書) には、「不合格・失格」と判定された授業科目は記載されません。

G P A 制度

G P A 制度とは

本学は、欧米で一般的に行われている G P A (Grade Point Average) 制度を導入しています。G P A は、学生個人の成績を客観的・総合的に評価するための指標であり、自分自身で学修した成果を判断することができます。

また、不合格科目「不可 (F)」、「失格 (G)」も成績に加算されるため、「不可 (F)」、「失格 (G)」の科目が多いとそれだけ G P A も低くなります。その意味で、学生の勉学への意欲や取り組み方がはっきりと表れる制度です。

算出方法

履修した科目の成績評価をグレード・ポイント (G P) に置き換え、算出します。

$$G P A = \frac{\text{履修登録した全科目の〔単位数} \times G P \text{〕の合計}}{\text{履修登録した全科目の単位数の合計}}$$

算出例

授業科目名	単位数	評 価	G P	単位数 × G P
基礎セミナー I	1	秀	4	4
宗教学 I	2	優	3	6
日本国憲法	2	良	2	4
英語コミュニケーション I	1	可	1	1
I C T 基礎	1	不可	0	0
スポーツ I	1	失格	0	0
合計	8			15

$G P A = 15 \div 8 = 1.875 = 1.87$ (G P A の算出にあたっては、小数点第 2 位までとし、割り切れない場合は、小数点第 3 位を四捨五入します)

活用方法

指導教員等による学修指導の際、GPAを参考にすることがあります。その他、奨学金や各種選抜試験等の選考基準となることがあります。

また、海外の大学に留学するにあたり、当該大学が書類選考の重要なデータとして取り扱うことや、就職活動の際に、企業等が学業成果を判断する指標として活用することが予想されます。

さらに、本学では「退学勧告制度」を導入しています。

①直前の学期のGPAが4期連続して1.0未満の場合、学部長と指導教員による面談で「警告」を行います。

②「警告」を受けた直後の学期のGPAが1.0未満の場合、学部長と指導教員による面談で「退学勧告」を行います。

※面談は全て保護者同席となります。

※休学によってGPAが0である場合は、連続する期に含めません。

退学勧告はあくまでも勧告であって強制ではありませんが、4年間での卒業が極めて難しい状況であることを示しています。退学勧告を受けた場合は、勧告に従うか、学修を継続するかを熟考してください。

対象科目

卒業要件に算入でき、5段階評価（秀・優・良・可・不可）または失格で成績を判定された科目を対象とします（他学部・単位互換を含む）。

なお、「認定（T）」、「合格（P）」、「不合格（NP）」の評価は、GPAには算入しません。

成績発表

成績は学生ポータルサイト（UNIVERSAL PASSPORT）で確認できます。

原則、下記の時期に発表します。

前期：8月中旬～下旬

後期：2月中旬～下旬

成績の問い合わせ

成績発表後、不明な点のある人は、成績質問書による問い合わせに応じます。

指定された期間内に所定の用紙を教務課に提出してください。

調査確認の後、教務課から回答します。